

○東京国際大学 教員の任期に関する規程

平成28年2月1日 制定

2019年8月1日 改正

(目的)

第1条 本規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第2項の規定に従い、東京国際大学（以下、「本学」という）において任期を定めて雇用する教員に勤務する教員（以下、「任期付教員」という）の任期に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、任期付教員とは、テニュアトラック制の専任教員（テニュアトラック制の教授、准教授、専任講師、助教）、客員教員、GTF及び日本語専任講師をいう。

(テニュアトラック制の専任教員)

第3条 テニュアトラック制の専任教員の任期については、東京国際大学教員のテニュアトラック制に関する規程に定める。

(客員教員)

第4条 客員教員の任期については、東京国際大学客員教員規程に定める。

(GTF)

第5条 GTFの任期については、東京国際大学GTI教員任用規程に定める。

(日本語専任講師)

第6条 日本語専任講師の任期については、東京国際大学J L I教員任用規程に定める。

(組織)

第7条 第3条ないし前条の教員が所属する組織は、学校法人東京国際大学寄附行為第4条第(1)号に定める学部および研究科とする。

(公表)

第8条 この規則を制定又は改廃したときは、本学ホームページにより公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、常務会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、2019年8月1日から施行する。